

第四百十回 参議院大蔵委員会 會議録第十四号

平成九年五月二十八日(水曜日)
午前十一時十一分開会

委員の異動

五月十六日

辞任

梶原 敬義君

補欠選任

志苦 裕君

出席者は左のとおり。

委員長

松浦 孝治君

理事

石川 弘君

河本 英典君

荒木 清寛君

鈴木 和美君

久保 亘君

委員

阿部 正俊君

岡 利定君

片山虎之助君

金田 勝年君

清水 達雄君

橋崎 泰昌君

岩瀬 良三君

海野 義孝君

白浜 一良君

寺崎 昭久君

益田 洋介君

千葉 景子君

吉岡 吉典君

山口 哲夫君

国務大臣

大蔵大臣

三塚 博君

政府委員

大蔵政務次官

西田 吉宏君

大蔵省銀行局長 山口 公生君
事務局側
常任委員会専門 小林 正二君

本日の會議に付した案件

○日本銀行法案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(松浦孝治君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十六日、梶原敬義君が委員を辞任され、その補欠として志苦裕君が選任されました。

○委員長(松浦孝治君) 日本銀行法案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。三塚大蔵大臣。

○国務大臣(三塚博君) ただいま議題となりました日本銀行法案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、内外の経済社会情勢の変化に対応し、日本銀行の通貨及び金融の調節における独立性とその意思決定の透明性を高めるとともに、日本銀行の適正かつ効率的な業務運営を確保する必要性にかんがみ、日本銀行の抜本的な改革を実施するため、日本銀行法の全部を改正することとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、日本銀行は、我が国の中央銀行として、銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節を行うほか、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に

資することを目的とすることとし、また、通貨及び金融の調節の理念等について明確化することとしております。

第二に、政策委員会の議決事項の拡充及びその組織の見直しを行うほか、通貨及び金融の調節に関する事項を議事とする会議の議事要旨を速やかに公表する等の措置を講ずることとしております。また、通貨及び金融の調節等についての報告書を国会に提出するとともに、業務及び財産の状況について説明を求められたときは、総裁等は国会に出席しなければならないこととしております。

第三に、政策委員会の政府代表委員制度を廃止し、通貨及び金融の調節に関する事項を議事とする政策委員会の會議に限り政府から出席することができるとし、政府からの出席者は、議案を提出し、または議決の延期を求めることができる等の措置を講ずることとしております。

第四に、役員構成、任命、任期等について、総裁、副総裁等の任命に両議院の同意を要することとする等所要の見直しを行うこととしております。また、役員等について、守秘義務等を定めるとともに、給与等の支給の基準及び服務に関する準則を作成し、公表しなければならないこととしております。

第五に、大蔵大臣の広範な業務命令権、立入検査権等を廃止し、日本銀行または役員に違法行為等があったときに限り、大蔵大臣はその是正等を求めることができることとするともに、監事の監査機能の活用を図っていくこととしております。また、経費の予算についても、大蔵大臣は、認可をしない場合にはその理由を公表しなければならないこと等定めることとしております。その他、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げ、提案の説明といたします。

○委員長(松浦孝治君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○委員長(松浦孝治君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

日本銀行法案の審査のため、必要に応じ日本銀行の役員を参考人として出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(松浦孝治君) 御異議ないものと認めます。

なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(松浦孝治君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時十六分散会

五月二十三日日本委員会に左の案件が付託された。

一、インドネシアへの原産輸出に対する日本輸出入銀行の融資反対に関する請願(第一四三五号)(第一四五〇号)

第一四三五号 平成九年五月十二日受理

インドネシアへの原産輸出に対する日本輸出入銀行の融資反対に関する請願

請願者 北海道登別市新川町四ノ五〇 安達知代人外五百七十九名

紹介議員 山口 哲夫君

インドネシア初の原子力発電所建設計画は、様々な問題を含んだまま進められている。既に平成三年からジャワ島のムリヤ半島で実行可能性調査が行われており、この費用には、ODA(政府開発援助)に代えて日本輸出入銀行の融資が行われている。インドネシアは世界一の地震国であり、原発予定地は活断層の存在が取りざたされている地域であるにもかかわらず、平成五年末に原発建設に過していると報告された。日本とアメリカなどの外国企業が建設の予定であり、実現すれば我が国初の「原発輸出」という事態になる。仮に、「原発輸出」にも公的資金が投入されることになるれば、日本政府の責任が問われることになる。ついで、次の事項について実現を図られたい。

一、大蔵省は原発輸出に関しては、管轄下の日本輸出入銀行がODAに代わって融資しないようにすること。

理由

インドネシアの原発建設の事前調査に、ODAに代わって日本輸出入銀行が融資したことは疑問が残る。ODAにはODA大綱などがあるが、輸銀の融資が海外で引き起こした過去の環境破壊の再発を防ぐガイドラインや厳しい規制はない。また、公的資金でありながら利益を上げることが義務付けられているため、インドネシアのように累積赤字が千億ドル以上にも上る国を更に苦しめることになる。事前調査に引き続き原発本体の輸出への融資要請があることは十分予測されるが、原発輸出については国会で十分な審議は行われていない。よって、大蔵省は輸銀に対し、原発輸出には融資しないよう指導すべきである。

第一四五〇号 平成九年五月十二日受理
インドネシアへの原発輸出に対する日本輸出入銀行の融資反対に関する請願
請願者 北海道網走市台町二ノ七ノ一 小

笠原まり外四百九十九名
紹介議員 栗原 君子君

この請願の趣旨は、第一四三五号と同じである。

五月二十八日本委員会に左の案件が付託された。
一、日本銀行法案

日本銀行法案

日本銀行法

日本銀行法昭和十七年法律第六十七号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則(第一条—第十三条)

第二章 政策委員会(第十四条—第二十条)

第三章 役員及び職員(第二十一条—第三十二条)

第四章 業務(第三十三条—第四十五条)

第五章 日本銀行券(第四十六条—第四十九条)

第六章 会計(第五十条—第五十三条)

第七章 国会に対する報告等(第五十四条—第五十五条)

第八章 違法行為等の是正等(第五十六条—第五十八条)

第九章 雑則(第五十九条—第六十二条)

第十章 罰則(第六十三条—第六十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 日本銀行は、我が国の中央銀行として、銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節を行うことを目的とする。

2 日本銀行は、前項に規定するもののほか、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資することを目的とする。

(通貨及び金融の調節の理念)

第二条 日本銀行は、通貨及び金融の調節を行うに当たっては、物価の安定を図ることを通じて

国民経済の健全な発展に資することをもって、その理念とする。

(日本銀行の自主性の尊重及び透明性の確保)

第三条 日本銀行の通貨及び金融の調節における自主性は、尊重されなければならない。

2 日本銀行は、通貨及び金融の調節に関する意思決定の内容及び過程を国民に明らかにするよう努めなければならない。

(政府との関係)

第四条 日本銀行は、その行う通貨及び金融の調節が経済政策の一環をなすものであることを踏まえ、それが政府の経済政策の基本方針と整合的なものとなるよう、常に政府と連絡を密にし、十分な意思疎通を図らなければならない。

(業務の公共性及びその運営の自主性)

第五条 日本銀行は、その業務及び財産の公共性にかんがみ、適正かつ効率的に業務を運営するよう努めなければならない。

2 この法律の運用に当たっては、日本銀行の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。

(法人格)

第六条 日本銀行は、法人とする。

(本店及び支店等)

第七条 日本銀行は、本店を東京都に置く。

2 日本銀行は、大蔵省令で定めるところにより、大蔵大臣の認可を受けて、支店その他の事務所を設置し、移転し、又は廃止することができる。

3 日本銀行は、大蔵省令で定めるところにより、大蔵大臣の認可を受けて、その業務の一部を取り扱う代理店を設置し、又は廃止することができる。

4 大蔵大臣は、前二項の認可の申請があった場合において、当該申請に係る認可をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を当該申請の内容及び公表しなければならない。

(資本金)

第八条 日本銀行の資本金は、政府及び政府以外

の者からの出資による一億円とする。

2 前項の日本銀行の資本金のうち政府からの出資の額は、五千五百万円を下回ってはならない。

(出資証券)

第九条 日本銀行は、前条第一項の出資に対し、出資証券を発行する。

2 前項の出資証券その他出資に必要事項は、政令で定める。

(持分の譲渡)

第十条 出資者は、政令で定めるところにより、その持分を譲り渡し、又は質権の目的とすることができ。

(定款)

第十一条 日本銀行は、定款をもって、次の事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 本店及び支店の所在地

四 資本金及び出資に関する事項

五 政策委員会に関する事項

六 役員に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

八 銀行券の発行に関する事項

九 会計に関する事項

十 公告及び公表の方法

2 定款の変更は、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

3 第七条第四項の規定は、前項の認可について準用する。

(登記)

第十二条 日本銀行は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第十三条 日本銀行でない者は、日本銀行という名称を用いてはならない。

第二章 政策委員会

(設置)

第十四条 日本銀行に、政策委員会(以下この章及び次章において「委員会」という。)を置く。(権限)

第十五条 次に掲げる通貨及び金融の調節に関する事項は、委員会の議決による。

一 第三十三条第一項第一号の手形の割引に係る基準となるべき割引率その他の割引率並びに当該割引に係る手形の種類及び条件の決定又は変更

二 第三十三条第一項第二号の貸付けに係る基準となるべき貸付利率その他の貸付利率並びに当該貸付けに係る担保の種類、条件及び価額の決定又は変更

三 準備預金制度に関する法律(昭和三十三年法律第百三十五号)第四条第一項に規定する準備率及び基準日等の設定、変更又は廃止

四 第三十三条第一項第三号に規定する手形又は債券の売買その他の方法による金融市場調節(金融市場を通じて行つた通貨及び金融の調節(公開市場操作を含む。)をいう。)の方針並びに当該金融市場調節に係る手形又は債券の種類及び条件その他の事項の決定又は変更

五 その他の通貨及び金融の調節に関する方針の決定又は変更

六 前各号に掲げる事項の基礎となる経済及び金融の情勢に関する基本的見解その他通貨及び金融の調節に関する日本銀行としての見解の決定又は変更

2 前項の規定により委員会の議決によるものとされる事項のほか、次に掲げる事項は、委員会の議決を経なければならない。

一 第三十七条第一項の規定による貸付けの実施及び第三十八条第二項の規定による業務の実施

二 第三十九条第一項の規定による認可の申請及び当該認可に係る業務に関する重要事項

三 第四十条第三項に規定する国際金融面での

協力に該当するものとして大蔵大臣が定めるもののため行つた外国為替の売買の実施、第四十一条に規定する業務に係る各外国中央銀行等(同条に規定する外国中央銀行等をいう。)との取引の開始及び第四十二条の規定による取引の実施

四 第四十三条第一項ただし書の規定による認可の申請及び当該認可に係る業務に関する重要事項

五 第四十四条第一項に規定する審査に関する契約の内容及び毎事業年度の審査の実施に関する重要事項

六 定款の変更

七 業務方法書の作成又は変更

八 支店その他の事務所及び代理店の設置、移転又は廃止

九 組織及び定員に関する重要事項(前号に掲げるものを除く。)

十 第三十一条第一項に規定する給与等の支給の基準及び第三十二条に規定する服務に関する準則の作成又は変更

十一 不動産その他の重要な財産の取得又は処分

十二 経費の予算(第五十一条第一項に規定する経費の予算をいう。)の作成又は変更、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び決算報告書の作成、剰余金の処分その他の会計に関する重要事項

十三 第五十四条第一項に規定する報告書の作成及び第五十五条に規定する業務概況書の作成

十四 第五十九条に規定する規程の作成又は変更

十五 この法律の規定により委員会が定め、又はこの法律若しくは他の法令の規定により委員会が行ふこととされる事項

十六 前各号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認める事項

除く。)の職務の執行を監督する。

(組織)

第十六条 委員会は、委員九人組織とする。

2 委員は、審議委員六人のほか、日本銀行の総裁及び副総裁二人をもつてこれに充てる。この場合において、日本銀行の総裁及び副総裁は、第二十二条第一項及び第二項の規定にかかわらず、それぞれ独立して委員の職務を執行すること。委員に議長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

3 議長は、委員会の会務を総理する。

4 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、議長に事故がある場合に議長の職務を代理する者を定めておかなければならない。

5 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、議長に事故がある場合に議長の職務を代理する者を定めておかなければならない。

(会議の招集)

第十七条 委員会の会議は、議長(議長に事故があるときは、前条第五項に規定する議長の職務を代理する者。以下この条、次条及び第二十条において同じ。)が招集する。

2 議長は、委員会の会議のうち第十五条第一項各号に掲げる事項(以下この章において「金融調節事項」という。)を議事とする会議については、政令で定めるところにより、これを定期的招集しなければならない。

3 前項の規定は、議長が必要と認める場合又は現在に在任する委員の総数の三分の一以上が必要と認めて議長に対しその招集を求めた場合において金融調節事項を議事とする会議を招集することを妨げるものと解してはならない。

(議事の運営)

第十八条 委員会は、議長が出席し、かつ、現在に在任する委員の総数の三分の二以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長が決する。

3 この法律に定めるものを除くほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

員会が定める。

(政府からの出席等)

第十九条 大蔵大臣又は経済企画庁長官は、必要に応じ、金融調節事項を議事とする会議に出席して意見を述べ、又はそれぞれの指名するその職員を当該会議に出席させて意見を述べさせることができる。

2 金融調節事項を議事とする会議に出席した大蔵大臣又はその指名する大蔵省の職員及び経済企画庁長官又はその指名する経済企画庁の職員は、当該会議において、金融調節事項に関する議案を提出し、又は当該会議で議事とされた金融調節事項についての委員会の議決を次回の金融調節事項を議事とする会議まで延期すること求めることができる。

3 前項の規定による議決の延期の求めがあつたときは、委員会は、議事の議決の例により、その求めについての採否を決定しなければならない。

(議事録等の公表)

第二十條 議長は、金融調節事項を議事とする会議の終了後、速やかに、委員会の定めるところにより、当該会議の議事の概要を記載した書類を作成し、当該書類について金融調節事項を議事とする会議において委員会の承認を得て、これを公表しなければならない。

2 議長は、委員会の定めるところにより、金融調節事項を議事とする会議の議事録を作成し、委員会が適当と認めて定める相当期間経過後に、これを公表しなければならない。

第三章 役員及び職員

(役員)

第二十一条 日本銀行に、役員として、審議委員六人のほか、総裁一人、副総裁二人、監事三人以内、理事六人以内及び参与若干人を置く。

(役員職務及び権限)

第二十二条 総裁は、日本銀行を代表し、委員会の定めるところに従い、日本銀行の業務を総理する。

2 副総裁は、総裁の定めるところにより、日本銀行を代表し、総裁を補佐して日本銀行の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、日本銀行の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき必要があると認めるときは、大蔵大臣又は委員会に意見を提出することができる。

5 理事は、総裁の定めるところにより、総裁及び副総裁を補佐して日本銀行の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときは総裁の職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときは総裁の職務を行う。

6 参与は、日本銀行の業務運営に関する重要事項について、委員会の諮問に応じ、又は必要があると認めるときは、委員会に意見を述べるることができる。

(役員)の任命

第二十三条 総裁及び副総裁は、両議院の同意を得て、内閣が任命する。

2 審議委員は、経済又は金融に関して高い識見を有する者その他の学識経験のある者のうちから、両議院の同意を得て、内閣が任命する。

3 監事は、内閣が任命する。

4 理事及び参与は、委員会の推薦に基づいて、大蔵大臣が任命する。

5 総裁、副総裁又は審議委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、総裁、副総裁又は審議委員を任命することができる。

6 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣は、直ちにその総裁、副総裁又は審議委員を解任しなければならない。

(役員)の任期

第二十四条 総裁、副総裁及び審議委員の任期は五年、監事及び理事の任期は四年、参与の任期は二年とする。ただし、総裁、副総裁又は審議委員が欠員となつた場合における補欠の総裁、副総裁又は審議委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 総裁、副総裁、審議委員、監事、理事及び参与は、再任されることができる。

(役員)の身分保障

第二十五条 日本銀行の役員(理事を除く)は、第二十三条第六項後段に規定する場合又は次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合を除くほか、在任中、その意に反して解任されることがない。

一 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

二 この法律の規定により処罰されたとき。

三 禁錮以上の刑に処せられたとき。

四 心身の故障のため職務を執行することができなかつた委員(監事にあつては、委員会及び内閣)により認められたとき。

2 内閣又は大蔵大臣は、日本銀行の役員が前項各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合に於ては、当該役員を解任しなければならない。

3 前項の規定によるほか、理事については、大蔵大臣は、委員会からその解任の求めがあつたときは、当該求めがあつた理事を解任することができる。

(役員)の行為制限

第二十六条 日本銀行の役員(参与を除く。以下この条、第三十一条及び第三十二条において同じ。)は、在任中、次に掲げる行為をしてはならない。

一 国会又は地方公共団体の議会の議員その他公選による公職の候補者となること。

二 政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をすること。

三 報酬のある他の職務(役員としての職務の適切な執行に支障がない職務の基準として第

三十二条に規定する職務に関する準則で定めたるものを満たすものと委員会において認めたるものを除く。)に従事すること。

四 営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

2 日本銀行の役員が国会又は地方公共団体の議会の議員その他公選による公職の候補者となつたときは、当該役員は、その役員たる職を辞したものとみなす。

(代理人)の選任

第二十七条 総裁及び副総裁は、理事又は日本銀行の職員のうちから、日本銀行の本店又は支店の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第二十八条 日本銀行の職員は、総裁が任命する。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第二十九条 日本銀行の役員及び職員は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者がその職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第三十条 日本銀行の役員及び職員は、法令により公務に従事する職員とみなす。

(給与等の支給の基準)

第三十一条 日本銀行は、その役員及び職員の報酬(賞与その他の金銭の給付を含む。)、給与(賞与その他の金銭の給付を含む。及び退職手当(次項において「給与等」という。))の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものとすると定め、これを大蔵大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 前項に規定する給与等の支給の基準のうち役員に係るものは、特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の適用を受ける国家公務員の給与及び退職手当その他

の事情を勘案して定めなければならない。

(服務に関する準則)

第三十二条 日本銀行は、その業務の公共性にかんがみ、その役員及び職員の職務の適切な執行を確保するため、役員及び職員の職務に専念する義務、私企業からの隔離その他の服務に関する準則を定め、これを大蔵大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第四章 業務

(通常業務)

第三十三条 日本銀行は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行うことができる。

一 商業手形その他の手形の割引

二 手形、国債その他の有価証券を担保とする貸付け

三 商業手形その他の手形(日本銀行の振出しに係るものを含む。又は国債その他の債券の売買)

四 金銭を担保とする国債その他の債券の貸借

五 預り金

六 内国為替取引

七 有価証券その他の財産権に係る証券又は証券の保護預り

八 地金銀の売買その他前各号の業務に付随する業務

2 前項第五号の「預り金」とは、預金契約に基づいて行う預金の受入れをいう。

(国に対する貸付け等)

第三十四条 日本銀行は、我が国の中央銀行として、前条第一項に規定する業務のほか、国との間で次に掲げる業務を行うことができる。

一 財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第五条ただし書の規定による国会の議決を経た金額の範囲内において担保を徴求することなく行う貸付け

二 財政法その他の国の会計に関する法律の規定により国がすることが認められる一時借入金について担保を徴求することなく行う貸付

け

三 財政法第五条ただし書の規定による国会の議決を経た金額の範囲内において行つて国債の応募又は引受け
四 大蔵証券その他の融通証券の応募又は引受け
五 貴金属その他の物品の保護預り
(国庫金の取扱ひ)
第三十五条 日本銀行は、我が国の中央銀行として、法令で定めるところにより、国庫金を取り扱わなければならない。

2 日本銀行は、前項の規定により国庫金を取り扱う場合には、第三十三条第一項に規定する業務のほか、その取扱ひに必要な業務を行うことができる。
(国の事務の取扱ひ)
第三十六条 日本銀行は、我が国の中央銀行として、法令で定めるところにより、通貨及び金融に関する国の事務を取り扱うものとする。

2 日本銀行は、前項の規定により国の事務を取り扱う場合には、第三十三条第一項に規定する業務のほか、その取扱ひに必要な業務を行うことができる。
3 第一項の国の事務の取扱ひに要する経費は、法令で定めるところにより、日本銀行の負担とすることができる。

(金融機関等に対する一時貸付け)
第三十七条 日本銀行は、金融機関(銀行その他の預金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項に規定する預金等及び貯金をいう。))の受入れ及び為替取引を業として行う者をいう。以下同じ。その他の金融業を営む者であつて政令で定めるもの(以下「金融機関等」という。))において電子情報処理組織の故障その他の偶発的な事由により予見し難い支払資金の一時的不充足が生じた場合であつて、その不足する支払資金が直ちに確保されなければ当該金融機関等の業務の遂行に著しい支障が生じおそれがある場合において、金融機関の間にお

る資金決済の円滑の確保を図るために必要があると認めるときは、第三十三条第一項の規定にかかわらず、当該金融機関等に対し、政令で定める期間を限度として、担保を徴求することなくその不足する支払資金に相当する金額の資金の貸付けを行うことができる。
2 日本銀行は、前項の規定による貸付けを行ったときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

(信用秩序の維持に資するための業務)
第三十八条 大蔵大臣は、金融機関の業務又は財産その他の状況に照らし信用秩序の維持に重大な支障が生じおそれがあると認めるとき、その他の信用秩序の維持のために必要があると認めるときは、日本銀行に対し、当該金融機関への資金の貸付けその他の信用秩序の維持のために必要と認められる業務を行うことを要請することができる。

2 日本銀行は、前項の規定による大蔵大臣の要請があつたときは、第三十三条第一項に規定する業務のほか、当該要請に応じて特別の条件による資金の貸付けその他の信用秩序の維持のために必要と認められる業務を行うことができる。
(資金決済の円滑に資するための業務)
第三十九条 日本銀行は、第三十三条から前条までに規定する業務のほか、大蔵大臣の認可を受けて、第三十三条第一項第五号から第七号までに掲げる業務又は第三十五条第二項若しくは第三十六条第二項に規定する業務と一体的に行ふことによつて金融機関の間における資金決済の円滑に資すると認められる業務を行うことができる。

2 第七条第四項の規定は、前項の認可について準用する。
(外国為替の売買)
第四十条 日本銀行は、必要に応じ自ら、又は第三十六条第一項の規定により国の事務の取扱ひをする者として、外国為替の売買を行うほか、

我が国の中央銀行としての外国中央銀行等(外国の中央銀行又はこれに準ずる者をいう。以下同じ。))又は国際機関我が国が加盟している国際機関をいい、国際決済銀行を含む。以下同じ。との協力を図るため、これらの者による外国為替の売買の事務の取扱ひをする者として、外国為替の売買を行うことができる。
2 日本銀行は、その行う外国為替の売買であつて本邦通貨の外国為替相場場の安定を目的とするものについては、第三十六条第一項の規定により国の事務の取扱ひをする者として行うものとする。

3 日本銀行は、第一項の規定により我が国の中央銀行としての外国中央銀行等又は国際機関との協力を図るため、自ら、又はこれらの者の事務の取扱ひをする者として行う外国為替の売買のうち、国際金融面での協力を該当するものとして大蔵大臣が定めるものため行う外国為替の売買については、大蔵大臣からの要請に基づき、又はあらかじめその承認を得て、行うものとする。
(国際金融業務)
第四十一条 日本銀行は、我が国の中央銀行としての外国中央銀行等又は国際機関との協力を図るため、これらの者の間で、次に掲げる業務を行うことができる。
一 本邦通貨をもつて表示される預金に係る預り金(第三十三条第二項に規定する預り金をいう。)
二 前号の業務により受け入れた預金を対価として行う国債の売却及びその買取り
三 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
四 当該外国中央銀行等又は国際機関が行う国債の売買の媒介、取次ぎ又は代理
五 その他当該外国中央銀行等又は国際機関による本邦通貨又は本邦通貨をもつて表示される資産の適切な運用に資すると認められる業務として大蔵省令で定めるもの

第四十二条 日本銀行は、前条の規定による業務

のほか、我が国の中央銀行としての外国中央銀行等又は国際機関との協力であつて国際金融支援その他の国際金融面での協力を図るため、次に掲げる取引その他の当該協力のために必要な取引を、大蔵大臣からの要請に基づき、又はあらかじめその承認を得て、行うことができる。
一 国際決済銀行が有する外国中央銀行等に対する貸付債権の譲受け
二 外国中央銀行等又は国際機関に対する信用の供与
(他業の禁止)
第四十三条 日本銀行は、この法律の規定により日本銀行の業務とされた業務以外の業務を行つてはならない。ただし、この法律に規定する日本銀行の目的達成上必要がある場合において、大蔵大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

2 第七条第四項の規定は、前項の認可について準用する。
(審査)
第四十四条 日本銀行は、第三十七条から第三十九条までに規定する業務を適切に行ひ、及びこれらの業務の適切な実施に備えるためのものとして、これらの業務の相手方となる金融機関等(以下この条において「取引先金融機関等」という。))との間で、審査(取引先金融機関等の業務及び財産の状況について、日本銀行が当該取引先金融機関等へ立ち入つて行う調査をいう。以下この条において同じ。))に関する契約(審査を行うときはあらかじめ取引先金融機関等に対し連絡しその承諾を得なければならないものであることその他の政令で定める要件を備えたものに限る。)を締結することができる。

2 日本銀行は、審査を行う場合には、当該審査に伴う取引先金融機関等の事務負担に配慮しなければならない。
3 日本銀行は、大蔵大臣から要請があつたときは、その行った審査の結果を記載した書類その他の審査に関する資料を大蔵大臣に対し提出

し、又はその職員に閲覧させることができる。

(業務方法書)

第四十五条 日本銀行は、業務方法書を定め、これを大蔵大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、資金の貸付けに関する事項その他の政令で定める事項を記載しなければならない。

第五章 日本銀行券

(日本銀行券の発行)

第四十六条 日本銀行は、銀行券を発行する。

2 前項の規定により日本銀行が発行する銀行券(以下「日本銀行券」という。)は、法貨として無制限に通用する。

(日本銀行券の種類及び様式)

第四十七条 日本銀行券の種類は、政令で定める。

2 日本銀行券の様式は、大蔵大臣が定め、これを公示する。

(日本銀行券の引換え)

第四十八条 日本銀行は、大蔵省令で定めるところにより、汚染、損傷その他の理由により使用することが困難となった日本銀行券を、手数料を徴収することなく、引き換えなければならない。

(日本銀行券の製造及び消却)

第四十九条 日本銀行は、日本銀行券の製造及び消却の手續を定め、大蔵大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第七条第四項の規定は、前項の承認について準用する。

第六章 会計

(事業年度)

第五十条 日本銀行の事業年度は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(経費の予算)

第五十一条 日本銀行は、毎事業年度、経費(通貨及び金融の調節に支障を生じさせないものと

して政令で定める経費に限る。)に関する予算(以下「経費の予算」という。)を作成し、当該事業年度開始前に、大蔵大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 大蔵大臣は、前項の規定により提出された経費の予算を認可することが適当でない認めるときは、速やかに、その旨及びその理由を日本銀行に通知するとともに、当該提出に係る経費の予算の詳細及び当該理由を公表しなければならない。

3 日本銀行は、前項の規定による通知があったときは、大蔵大臣に対し意見を述べ、又は必要に応じ当該意見を公表することができる。

(財務諸表等)

第五十二条 日本銀行は、財産目録及び貸借対照表については四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、損益計算書についてはこれらの半期及び事業年度ごとに作成し、これらの書類(以下「財務諸表」という。)に関する監事の意見書を添付して、当該半期又は当該事業年度経過後二月以内に、これを大蔵大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 日本銀行は、前項の規定により事業年度に係る財務諸表を大蔵大臣に提出するときは、これに当該事業年度の決算報告書及び当該決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 日本銀行は、第一項の規定による大蔵大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表、前項の決算報告書及び前二項の監事の意見書を、本店及び支店に備え置き、政策委員会が適当と認めて定める相当期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(剰余金の処分)

第五十三条 日本銀行は、各事業年度の損益計算上剰余金を生じたときは、当該剰余金の額の百分の五に相当する金額を、準備金として積み立てなければならない。

2 日本銀行は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、大蔵大臣の認可を受けて、同項の剰余金の額のうち同項の規定により積み立てなければならないとされる額を超える金額を、同項の準備金として積み立てることができる。

3 前二項の規定により積み立てられた準備金は、日本銀行において生じた損失の補てん又は次項の規定による配当に充てる場合を除いては、取り崩してはならない。

4 日本銀行は、大蔵大臣の認可を受けて、その出資者に対し、各事業年度の損益計算上の剰余金の配当をすることができる。ただし、払込出資金額に対する当該剰余金の配当の率は、年百分の五の割合を超えてはならない。

5 日本銀行は、各事業年度の損益計算上の剰余金の額から、第一項又は第二項の規定により積み立てた金額及び前項の規定による配当の金額の合計額を控除した残額を、当該各事業年度終了後二月以内に、国庫に納付しなければならない。

6 政府は、前項の規定による各事業年度に係る国庫納付金の一部を、政令で定めるところにより、当該各事業年度中において概算で納付させることができる。

7 第五項の規定による納付金の額は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の規定による所得及び地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による事業税に係る所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

8 前三項に定めるもののほか、第五項の規定による納付金に関し必要な事項は、政令で定める。

9 第七条第四項の規定は、第二項及び第四項の認可について準用する。

第七章 国会に対する報告等

(国会への報告及び出席)

第五十四条 日本銀行は、おおむね六月に一回、政策委員会が議決した第十五条第一項各号に掲

げる事項の内容及びそれに基づき日本銀行が行った業務の状況を記載した報告書を作成し、大蔵大臣を経由して国会に提出しなければならない。

2 日本銀行は、前項の報告書について、国会に対し説明をするよう努めなければならない。

3 日本銀行の総裁若しくは政策委員会の議長又はそれらの指定する代表者は、日本銀行の業務及び財産の状況について各議院又はその委員会から説明のため出席することを求められたときは、当該各議院又は委員会に出席しなければならない。

(業務概況書の公表)

第五十五条 日本銀行は、各事業年度に係る財務諸表について第五十二条第一項の承認を受けたときは、遅滞なく、当該事業年度に係る業務概況書を作成し、これを当該財務諸表及び当該事業年度の決算報告書とともに公表しなければならない。

第八章 違法行為等の是正等

(違法行為等の是正)

第五十六条 大蔵大臣は、日本銀行又はその役員若しくは職員の行為がこの法律若しくは他の法令若しくは定款に違反し、又は違反するおそれがあるとき、日本銀行に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 日本銀行は、前項の規定による大蔵大臣の求めがあったときは、速やかに当該行為の是正その他の政策委員会が必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を大蔵大臣に報告しなければならない。

(大蔵大臣の求めによる監査)

第五十七条 大蔵大臣は、日本銀行又はその役員若しくは職員の行為がこの法律若しくは他の法令若しくは定款に違反し、又は違反するおそれがあるとき、日本銀行の監事に対し、当該行為その他の必要な事項について監査し、及びその結果を報告することを求めること

ができる。

2 日本銀行の監事は、前項の規定による大蔵大臣の求めがあったときは、速やかに当該求めがあった事項について監査し、その結果を大蔵大臣及び政策委員会に報告しなければならない。

をせず、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第六十六条 第十三条の規定に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

おいて、その認可の効力は、施行日から生じるものとする。

(報告等)
第五十八条 大蔵大臣は、日本銀行の業務の執行の状況に照らし必要があると認めるときは、日本銀行に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する場合に、その違反行為をした日本銀行の役員又は職員は、五十万円以下の過料に処する。

第一條 この法律は、平成十年四月一日から施行する。ただし、第二十三条第一項及び第二項の規定(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)並びに附則第五條、第十條第一項及び第二項、第十五條並びに第十九條第二項の規定は、公布の日から施行する。

第六條 当分の間、臨時金利調整法(昭和二十二年法律第八十一号)第二條第一項に規定する金利の最高限度の同項又は同條第二項の規定による決定、変更又は廃止は、新法第十五條第一項各号に掲げる事項の一に該当するものとみなす。

(規程)
第五十九條 日本銀行は、この法律で別に定めるものを除くほか、組織その他に關する規程を作成したときは、遅滞なく、これを大蔵大臣に届け出なければならない。これを變更したときも、同様とする。

二 この法律の規定により大蔵大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第二條 この法律の施行の際現に存する日本銀行は、改正後の日本銀行法(以下「新法」という。)の規定に基づく日本銀行として同一性をもって存続するものとし、この法律の施行の際現に日本銀行の職員(役員を除く。)である者は、別に辞令を用いなく、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)に新法第二十八條の規定により日本銀行の職員として任命されたものとみなす。

第七條 施行日以後最初に任命される日本銀行の副總裁及び審議委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、新法第二十三條第五項及び第六項の規定を準用する。

(解散)
第六十條 日本銀行の解散については、別に法律で定める。

三 この法律の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

第三條 この法律の施行の際現に存する日本銀行の支店及び出張所並びに支店及び出張所以外の事務所で新法第七條第二項に規定する事務所に該当するもの並びに改正前の日本銀行法(以下「旧法」という。)第四條第二項の規定による認可を受けた代理店は、それぞれ新法第七條第二項又は第三項の規定による大蔵大臣の認可を受けて設置された支店その他の事務所及び代理店とみなす。

2 前項の場合における大蔵大臣の認可の手続は、新法第十一條第三項の規定の例による。

2 日本銀行が解散した場合において、その残余財産の額が払込資本金額を超えるときは、その超える部分の額に相当する残余財産は、国庫に帰属する。

四 第十二條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

(支店その他の事務所に係る経過措置)
第三條 この法律の施行の際現に存する日本銀行の支店及び出張所並びに支店及び出張所以外の事務所で新法第七條第二項に規定する事務所に該当するもの並びに改正前の日本銀行法(以下「旧法」という。)第四條第二項の規定による認可を受けた代理店は、それぞれ新法第七條第二項又は第三項の規定による大蔵大臣の認可を受けて設置された支店その他の事務所及び代理店とみなす。

2 旧法第十三條ノ二に規定する日本銀行の政策委員会がした議決は、新法第十四條に規定する日本銀行の政策委員会が新法の相当規定(前項の規定を含む。)によりした議決とみなす。

(法人の規定の準用)
第六十一條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條、第五十條、第五十四條及び第五十七條並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五條第一項の規定は、日本銀行について準用する。

五 第二十六條第一項の規定に違反して報酬のある他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ったとき。

(出資及び出資証券に係る経過措置)
第四條 旧法の規定による出資及び出資証券は、それぞれ新法の相当規定による出資及び出資証券とみなす。

3 前項の規定により理事又は監事として任命されたものとみなされる者の総数がそれぞれ新法第二十一條に規定する理事又は監事の定員を超える場合には、これらの者の退任又は任期の満了により理事又は監事の総数がそれぞれ同條の規定するその定員以下となるまでの間、同條の規定にかかわらず、理事又は監事の総数を理事又は監事の定員とみなす。

(政令への委任)
第六十二條 この法律に規定するもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。

六 第四十三條第一項の規定に違反して日本銀行の業務とされた業務以外の業務を行ったとき。

(定款の変更に係る経過措置)
第五條 日本銀行は、施行日まで、この法律の施行に伴い必要となる定款の変更をし、大蔵大臣の認可を受けなければならない。この場合に

第七條 施行日以後最初に任命される日本銀行の副總裁及び審議委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、新法第二十三條第五項及び第六項の規定を準用する。

第六十三條 第二十九條の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

七 第四十八條の規定に違反したとき。

第五條 日本銀行は、施行日まで、この法律の施行に伴い必要となる定款の変更をし、大蔵大臣の認可を受けなければならない。この場合に

第七條 施行日以後最初に任命される日本銀行の副總裁及び審議委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、新法第二十三條第五項及び第六項の規定を準用する。

第十章 罰則

第六十三條 第二十九條の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

八 第五十二條第三項の規定に違反して財務諸表、決算報告書若しくは監事の意見書を備えず、又は閲覧に供しなかったとき。

第五條 日本銀行は、施行日まで、この法律の施行に伴い必要となる定款の変更をし、大蔵大臣の認可を受けなければならない。この場合に

第七條 施行日以後最初に任命される日本銀行の副總裁及び審議委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、新法第二十三條第五項及び第六項の規定を準用する。

4 この法律の施行の際現に旧法第十三条ノ四第三項に規定する任命委員である者は、施行日に新法第二十三條第二項の規定により審議委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新法第二十四條第一項の規定にかかわらず、施行日における旧法第十三条ノ五第一項の規定による任命委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

5 内閣は、新法第二十三條第一項又は第二項の規定により副総裁又は審議委員のそれぞれについて施行日以後最初に任命する者第二項又は前項の規定により施行日に副総裁又は審議委員として任命されたものとみなされる者を除くものとし、その者の退任又は任期の満了後最初に任命する者を含む。については、日本銀行の政策委員會の委員の任期の満了の期日が特定の年に偏ることのないよう、新法第二十四條第一項の規定にかかわらず、二年以上五年以内で内閣の定める任期をもって任命することができ、(役員)の身分保障に係る経過措置

第八條 新法第二十五條第一項第一号の規定の適用については、この法律の施行前に禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けていた者(この法律の施行の際現に当該禁治産若しくは準禁治産の宣告が取り消され、又は復権している者を除く)は、施行日に禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたものとみなす。

2 新法第二十五條第一項第二号の規定の適用については、附則第三十八條の規定によりなお従前の例によることとされる罰則の適用により処罰された者は、新法の規定により処罰されたものとみなす。

3 新法第二十五條第一項第三号の規定の適用については、この法律の施行前に禁錮以上の刑に処せられた者(この法律の施行前にその刑の執行が終了し、又はその刑の執行を受けることがなくなった者を除く)は、施行日に禁錮以上の刑に処せられたものとみなす。

(代理人に係る経過措置)
第九條 この法律の施行の際現に旧法第十七條の規定により日本銀行の総裁から選任されている代理人である者(施行日において日本銀行の理事又は職員である者に限る)は、施行日に新法第二十七條の規定により代理人として選任されたものとみなす。

(給与等の支給の基準及び服務に関する準則に係る経過措置)
第十條 日本銀行は、施行日までに、新法第三十條第一項に規定する給与等の支給の基準日本銀行の職員に係るものを除く。次項及び第三項において同じ。及び新法第三十二條に規定する服務に関する準則が施行日から効力を生じるものを定め、これを大蔵大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。

2 前項の給与等の支給の基準及び服務に関する準則の作成については、旧法第十三条ノ二に規定する日本銀行の政策委員會の議決を経なければならない。

3 第一項の給与等の支給の基準及び服務に関する準則については、施行日以後遅滞なく、日本銀行の政策委員會の議決を経なければならない。

4 日本銀行の職員に係る新法第三十一條第一項に規定する給与等(次項において「給与等」という)については、同条第一項の規定は、平成十年十月一日以後に支給されるものについて適用する。

5 前項の規定により平成十年十月一日以後に支給される日本銀行の職員に係る給与等について作成された給与等の支給の基準の適用により同日を含む事業年度の経費の予算の算定の基礎が異なることとなる場合には、日本銀行は、同日までに、その異なることとなった算定の基礎に基づき作成した当該事業年度の経費の予算を大蔵大臣に提出して、その認可を受けなければならない。

6 新法第五十一條第二項及び第三項の規定は、

前項の認可について準用する。
(秘密保持義務に係る経過措置)

第十一條 この法律の施行前に旧法第十三条ノ四第三項に規定する日本銀行の任命委員であつた者又は旧法第十九條に規定する日本銀行の職員であつた者については、これを施行日に新法第二十一條又は第二十八條に規定する日本銀行の役員又は職員に就任した者とみなし、新法第二十九條及び第六十三條の規定を適用する。

(基準となるべき割引率等に係る経過措置)
第十二條 この法律の施行の際現に旧法第二十一條の規定により公告されている基準となるべき割引歩合又は基準となるべき貸付利率歩合は、新法第十五條第一項の規定により日本銀行の政策委員會が議決した同項第一号に規定する基準となるべき割引率又は同項第二号に規定する基準となるべき貸付利率とみなす。

(信用秩序の維持のための業務に係る経過措置)
第十三條 日本銀行がこの法律の施行の際現に旧法第二十五條の規定による主務大臣の認可を受けている業務のうち、新法第三十七條第一項の規定により行うことができることとされる業務に該当するものがある場合には、当該業務については、同条第二項の規定による届出は、することを要しない。

2 日本銀行がこの法律の施行の際現に旧法第二十五條の規定による主務大臣の認可を受けている業務のうち、新法第三十八條第一項に規定する信用秩序の維持のために必要と認められる業務(新法第三十三條第一項に規定する業務を除く)に該当するものがある場合には、当該業務については、施行日に新法第三十八條第一項の規定による大蔵大臣の要請があつたものとみなす。

(国際金融業務等に係る経過措置)
第十四條 前条に規定するもののほか、日本銀行がこの法律の施行の際現に旧法第二十四條、第二十五條又は第二十七條の規定による主務大臣の認可を受けている業務又は取引のうち、新法

第三十九條第一項、第四十條第三項、第四十二條又は第四十三條第一項の規定による大蔵大臣の認可又は承認が必要とされる業務又は取引に該当するものがある場合には、これらの業務又は取引は、それぞれその種類に応じこれらの規定による大蔵大臣の認可又は承認を受けたものとみなす。

(業務方法書に係る経過措置)
第十五條 日本銀行は、施行日までに、新法第四十五條第一項に規定する業務方法書で施行日から効力を生じるものを定め、これを大蔵大臣に届け出なければならない。

2 附則第十條第二項及び第三項の規定は、前項の業務方法書について準用する。

(日本銀行券に係る経過措置)
第十六條 旧法第二十九條第一項の規定により発行された銀行券は、新法第四十六條第一項の規定により発行された日本銀行券とみなす。

2 旧法第三十三條第一項及び第二項の規定により主務大臣が定め、及び公示した銀行券の様式は、新法第四十七條第二項の規定により大蔵大臣が定め、及び公示した日本銀行券の様式とみなす。

(発行税の廃止に伴う経過措置)
第十七條 この法律の施行前に旧法第三十一條ノ二の規定により課した、又は課すべきであつた発行税については、なお従前の例による。

(日本銀行券の製造及び消却の手續に係る経過措置)
第十八條 この法律の施行の際現に日本銀行が旧法第三十六條の規定により定め、主務大臣の認可を受けている銀行券の製造及び消却の手續は、新法第四十九條第一項の規定により日本銀行が定め、大蔵大臣の承認を受けた日本銀行券の製造及び消却の手續とみなす。

(経費の予算等に係る経過措置)
第十九條 新法第五十一條から第五十三條まで及び第五十五條の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る経費の予算、決算に関する書

類、剰余金の処分及び業務概況書の公表について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る予算、決算に関する書類、剰余金の処分及び事業の概況の公告については、なお従前の例による。

2 前項の場合において、施行日に開始する事業年度に係る経費の予算の認可については、新法第五十一条の規定の例による。

（準備金に係る経過措置）

第二十条 旧法第三十九条第一項又は第二項の規定により積み立てられた準備金（前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる剰余金の処分において積み立てられた準備金を含む。）は、新法第五十三条第一項又は第二項の規定により積み立てられた準備金とみなす。

（旧法による認可等の効力）

第二十一条 この附則に別段の定めがあるものを除き、旧法の規定に基づいて行われた認可その他の処分又は認可の申請その他の行為は、新法に相当規定がある場合には、それぞれ新法の相当規定に基づいて行われた認可その他の処分又は認可の申請その他の行為とみなす。

（特別準備金に係る経過措置及び解散の場合の国庫帰属の特例）

第二十二条 日本銀行法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第四十六号）附則第五項及び第六項の規定により積み立てられた特別準備金の取扱いについては、なお従前の例による。

2 日本銀行が解散した場合において、前項に規定する特別準備金の残高があるときは、新法第六十条第二項の規定にかかわらず、払込資本金額及び当該特別準備金の金額の合計額を超える部分の額に相当する残余財産に限り、国庫に帰属するものとする。

（準備預金制度に関する法律の一部改正）

第二十三条 準備預金制度に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「変更し、又は廃止しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない」と

らない」とを「又は変更しようとするときは、指定金融機関の前条の規定による預け金の保有に伴う負担を考慮しなければならない」に改める。

第八条第一項中「割引歩合」を「基準となるべき割引率」に、「加えた歩合」を「加えた率」に改める。

（経済関係罰則の整備に関する法律の一部改正）

第二十四条 経済関係罰則の整備に関する法律（昭和十九年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第一条を削る。

第二条中「別表乙号」を「別表」に改め、同条を第一条とする。

第三条第一項中「前条第一項」を「前条」に、「同項」を「同条」に改め、同条第二項中「前条第一項」を「前条」に改め、同条を第二条とする。

第四条中「第二条第一項及前条」を「前二条」に改め、同条を第三条とする。

第五条第一項中「第二条第一項及第三条」を「第一条及第二条」に改め、同条を第四条とする。

第六条中「若ハ第二条」及び「営団、金庫、」を削り、同条を第五条とする。

第七条を第六条とする。

第八条中「第二条第一項、第三条及第六条」を「第一条、第二条及第五条」に改め、同条を第七条とする。

別表甲号を削る。

別表乙号を次のように改める。

別表（第一条関係）

一 国際電信電話株式会社

二 電源開発株式会社

三 貸家組合法ニ依ル貸家組合、貸家組合連合会、貸室組合及貸室組合連合会

四 商工組合中央金庫

五 市町村農業会、道府県農業会（東京都農業会ヲ含ム）及全国農業会

（臨時金利調整法の一部改正）

第二十五条 臨時金利調整法の一部を次のように改正する。

第八条第一項第三号を次のように改める。

三 日本銀行政策委員会が指名する日本銀行の理事一人

（外国為替及び外国貿易法の一部改正）

第二十六条 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第六十九条第三項を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により事務の一部を日本銀行をして取り扱わせる場合における当該事務の一部については、日本銀行法（平成九年法律第号）第四十三条第一項の規定は、適用しない。

（地方税法の一部改正）

第二十七条 地方税法の一部を次のように改正する。

附則第三条の二中「基準割引歩合」を「基準割引率」に改める。

（国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正）

第二十八条 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条の見出しを「（日本銀行による基金貸付権の譲受け等）」に改め、同条第一項中「日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）第二十七号」を「日本銀行法（平成九年法律第号）第四十三号第一項」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十四条中「第二十七号」を「第四十三号第一項」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十八条の見出しを「（日本銀行による特別引出権の譲受け等）」に改め、同条第一項中

「第二十七条」を「第四十三号第一項」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項を削る。

（租税特別措置法の一部改正）

第二十九条 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第六十六条の三中「基準割引歩合」を「基準割引率」に改める。

（国税徴収法の一部改正）

第三十条 国税徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第五号の二中「第六号及び第七号」を「及び第六号」に改め、「同項第二号から第四号まで及び第六号に掲げるものについて」を削る。

（国税徴収法の一部改正に伴う経過措置）

第三十一条 前条の規定の施行前に課されるべき、又は納付すべきであった旧法第三十一条ノ二の規定による発行税については、なお従前の例による。

（国税通則法の一部改正）

第三十二条 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中第七号を削り、第八号を第七号とする。

第三十六条第一項第六号を削る。

（国税通則法の一部改正に伴う経過措置）

第三十三条 前条の規定の施行前に課されるべき、又は納付すべきであった旧法第三十一条ノ二の規定による発行税については、なお従前の例による。

（預金保険法の一部改正）

第三十四条 預金保険法の一部を次のように改正する。

第二十一条第四項中「日本銀行総裁」を「日本銀行政策委員会」に改める。

第四十二条第二項中「日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）第二十七号」を「日本銀行法（平成九年法律第号）第四十三号第一項」に改める。

(通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律の一部改正)

第三十五条 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律(昭和六十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)第二十九条第一項」を「日本銀行法(平成九年法律第 号)第四十六条第一項」に改める。

(国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律等の一部改正)

第三十六条 次に掲げる法律の規定中「日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)第二十七条(業務)」を「日本銀行法(平成九年法律第 号)第四十三条第一項(他業の禁止)」に改める。

一 国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律(昭和三十一年法律第六十七号)第三条

二 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律(昭和三十五年法律第五十三号)第五条

三 アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和四十一年法律第三十八号)第四条

四 アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律(昭和四十八年法律第三十八号)第四条

五 米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和五十一年法律第四十号)第四条

六 国際農業開発基金への加盟に伴う措置に関する法律(昭和五十二年法律第二十八号)第四条

七 アフリカ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和五十六年法律第四十一号)第四条

八 一次産品のための共通基金への加盟に伴う措置に関する法律(昭和五十六年法律第四十二号)第四条

九 多数国間投資保証機関への加盟に伴う措置に関する法律(昭和六十二年法律第三十六号)第四条

十 欧州復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(平成三年法律第二十一号)第四条

十一 中東・北アフリカ経済協力開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(平成九年法律第 号)第四条

2 次に掲げる法律の規定中「日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)第二十七条」を「日本銀行法(平成九年法律第 号)第四十三条第一項」に改める。

一 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第四十二條第二項

二 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法(平成八年法律第九十三号)第二十五条第一項

(大蔵省設置法の一部改正)

第三十七条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四條第八十八号を次のように改める。

八十八 日本銀行に関する事。

第四條第九十八号及び第九十九号を次のように改める。

九十八 削除

九十九 準備預金制度に関する事。

第五條第三十号を次のように改める。

三十 削除

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十八條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十九條 附則第二条から第二十二條まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

平成九年六月三日印刷

平成九年六月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局